

## 第18回教育委員会定例会 案件表

### ○日時

令和2年9月18日(金) 午前10時00分から

### ○議題

#### 1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本の見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕  
(資料1)
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕

#### 2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和2年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

#### 3 報告

- (1) 教育長報告
  - ① その他

# 資料 1

令和 2 年 9 月 18 日  
教育振興部教育指導課  
教育振興部光が丘図書館

## 区立小中学校への「学校司書」などの配置について

### 1 陳情要旨

1. 練馬区立小中学校に学校図書館法に基づく「学校司書」を配置してください。
2. 授業のある日は勤務することとし、年間 200 日以上勤務としてください。
3. 学校図書館法にもあるように、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施、その他必要な措置を講じてください。

### 2 学校司書

#### (1) 「学校司書」の定義

平成 27 年 4 月 1 日に施行された改正学校図書館法の概要は、つぎのとおりである。

##### 学校司書に関すること（第 6 条関係、新設）

1. 学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（以下「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。（第 1 項関係）
2. 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（第 2 項関係）

#### (2) 学校図書館ガイドラインの策定

平成 28 年 11 月 29 日に文部科学省から「学校図書館ガイドライン」が示され、学校図書館の整備充実が求められている。新設した職員（学校司書）の職務を児童生徒や教員に対する「間接的支援」および「直接的支援」、教育目標を達成するための「教育指導への支援」の 3 つの観点に分け、学校教職員の一員として学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることも有効である、としている。

### (3) 学校司書のモデルカリキュラム

また、同日に「学校司書のモデルカリキュラム」が示された。「学校司書のモデルカリキュラム」は、学校司書が職務を遂行するに当たって、履修していることが望ましいものであり、教育委員会等においては、大学等における開講状況や学生等の履修状況等も踏まえつつ、将来的にモデルカリキュラムの履修者である学校司書を配置することが期待される、としている。

### 3 配置

練馬区では、平成 18 年度から学校図書館管理員を、平成 21 年度から学校図書館支援員を置き、学校図書館の運営を支援している。

|          | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 元年度  | 2 年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 学校図書館管理員 | 22 校  | 22 校  | 27 校  | 46 校  | 53 校 | 53 校 |
| 学校図書館支援員 | 60 校  | 67 校  | 72 校  | 53 校  | 45 校 | 45 校 |
| 未配置      | 17 校  | 10 校  | 0 校   | 0 校   | 0 校  | 0 校  |

### 4 配置形態

|      | 学校図書館管理員                 | 学校図書館支援員                     |
|------|--------------------------|------------------------------|
| 形態   | 業務委託                     | 区立図書館の指定管理者館の職員              |
| 配置日数 | 年間 100 日、1 日 6 時間        | 年間 100 日、1 日 6 時間            |
| 資格要件 | 司書、司書教諭、司書補のいずれかの資格を有する者 | 司書、司書教諭資格またはこれと同等の能力と経験を有する者 |
| 担当課  | 教育指導課                    | 光が丘図書館                       |

### 5 支援状況（年間）

|     | 支援時間             | 授業時数の例         | 年間授業週数 |
|-----|------------------|----------------|--------|
| 小学校 | 600 時間（年間 100 日） | 1,140 時間（6 年生） | 44 週   |
| 中学校 | 600 時間（年間 100 日） | 1,160 時間（2 年生） | 44 週   |

### 6 主な支援内容

- (1) 学校図書館資料の貸出および返却に関する業務
- (2) 児童・生徒からの読書相談等レファレンス対応
- (3) 学校図書館資料の選定および廃棄に対する助言
- (4) 学校図書館資料の整理（受入、廃棄、排架、書架整理、登録、装備、修理、目録の整理、蔵書点検）に関する業務

- (5) 図書館だより等の作成協力、学校図書館のレイアウト変更、飾付けおよび館内の整理整頓ならびに新着図書等の紹介業務
- (6) 児童・生徒に対する学校図書館の利用ガイダンス、おはなし会、読み聞かせおよびブックトーク等
- (7) 調べ学習等の支援
- (8) 学校図書館利用者の登録、登録内容の変更

## 7 特別区の配置状況

すべての区に配置されている。配置の状況および形態は、次のとおりである。

### (1) 配置状況

|             |      |
|-------------|------|
| ア 全校配置      | 21 区 |
| イ 小学校のみ全校配置 | 1 区  |
| ウ 中学校のみ全校配置 | 0 区  |
| エ 一部配置      | 1 区  |

### (2) 配置形態

|               |      |
|---------------|------|
| ア 業務委託        | 10 区 |
| イ 指定管理        | 2 区  |
| ウ 業務委託・指定管理   | 1 区  |
| エ 業務委託・会計年度   | 1 区  |
| オ 会計年度任用職員    | 6 区  |
| カ 有償ボランティア    | 2 区  |
| キ 派遣・会計年度任用職員 | 1 区  |

## 8 特別区の主な学校図書館支援組織

### (1) 学校図書館サポートデスク（杉並区）

杉並区では、平成 21 年度に学校図書館サポートデスクを設置した。

学校図書館サポートデスクは、読書活動推進に関わる校内研修の支援や学校図書館を活用した授業に関する教職員への指導・助言、済美教育センターでの学校図書館活動に必要な資料の収集、提供を行う。

また、学校図書館訪問により、各学校の実情に合わせた支援を行うとともに、読書活動等の取組についての情報や資料を収集し、全校へ広めていく。

参考：『杉並区子ども読書活動推進計画（平成 30～33 年度）』

(2) 学校図書館支援室（荒川区）

荒川区では、平成 21 年度に学校図書館指導員を支援、学校図書館の運営を支援する目的で学校図書館支援室を設置した。

主な活動は、学校図書館指導員研修会や学校図書館担当者研修会の実施、学校図書館各種計画書作成、資料リスト等の作成支援、学校図書館の定期訪問である。

参考：『荒川区子ども読書活動推進計画』（第二次および第三次）